

## 業務委託契約約款（単年度契約用）

### （総則）

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、委託契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了（仕様書等に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。）し、甲は、その契約代金を支払うものとする。

### （経費等の負担）

第2条 委託業務を行うために必要な経費等は、すべて乙の負担とする。ただし、甲が別に定めたものについては、甲が負担する。

### （権利義務の譲渡制限等）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

3 前項に規定するもののほか、乙は、業務の一部を次のいずれかに掲げる者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(1) 甲の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、甲の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 甲により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの

4 乙は、前項各号に掲げる者以外の者に委託業務の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の委託業務の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。

5 乙は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

### （実施計画書の作成）

第4条 乙は、委託業務を実施するための実施計画書を作成し、仕様書等に定めるところに従い、実施前までに甲に提出し、その承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### （従業員）

第5条 乙は、委託業務の履行に必要な数の従業員を委託業務に従事させるものとする。

2 甲は、乙の従業員で委託業務の処理及び管理につき著しく不相当であると認められるも

のがあるときは、乙に対し、従業員の交替等の必要な措置を採ることを求めることができる。この場合において、乙は、直ちに当該請求に係る事項についての措置を決め、甲に通知しなければならない。

(緊急時等の措置)

第6条 乙は、緊急又は臨時の必要があると甲が認めた場合には、直ちに甲と措置方法及び費用負担等を協議して、仕様書等に定めのない業務であっても、これを履行するものとする。

(検査等)

第7条 甲は、必要があると認めたときは、乙に委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は乙の委託業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

2 甲は、前項の検査等により、必要があると認めたときは、乙に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。

(報告義務)

第8条 乙は、委託業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(2) その他委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 乙は、委託業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、甲に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(実施報告書等)

第9条 乙は、仕様書等に定めるところにより、甲に対して、実施報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務実施報告書が到達した日から起算して10日以内に履行を確認するための検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の全部又は一部を履行し、甲の検査を受けなければならない。

(委託契約金額の支払)

第10条 乙は、前条第2項又は第3項の検査に合格したときは、当該履行期間に係る委託契約金額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託契約金額を支払うものとする。

(談合行為等の措置)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札(見積合わせを含む。以下同じ。)に関して、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

- (2) この契約に係る入札に関して、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
  - (3) その他この契約に係る入札に関して、乙が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
  - (4) この契約に係る入札に関して、乙が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあつても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。
  - 3 乙は、第1項各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を、損害金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
  - 4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、甲は乙に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（甲の解除権）

第12条 甲は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約を誠実に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が、第3条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が、前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 乙が、幸田町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に規定する暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通知により判明したとき。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあつても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。
- 3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、請負代金額の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（解除後の処理）

第13条 乙は、前2条の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに履行した委託業務の内容を書面をもって甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する委託契約金額相当額を乙に支払うものとする。

（乙の請求による履行期間の延長）

第14条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。

(遅延損害金)

第16条 乙が、その責めに帰すべき理由により委託契約書に定める履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになった場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延損害金を徴して、履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は、延長前の履行期間満了の日から検査の合格の日までの日数1日に付き、甲が委託業務の未履行部分に相応する委託契約金額相当額として定める額遅延日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額とする。

(守秘義務)

第17条 乙は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

2 乙は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第18条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して、これを定める。